

福島町議会議員間討議要綱

(目的)

第1条 福島町議会議会基本条例第23・24条に基づく、議員間の自由討議について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 自由討議とは、福島町議会会議条例第42条に基づき行われる、本会議・常任委員会・特別委員会等（以下「本会議等」）における討議をいう。

(討議方法)

第3条 自由討議は、議員の質疑・意見交換の後、議長による討議の確認に対し、議員から討議の表明（挙手）があったときに行う。

2 議長は、表明した議員の意見を確認し、論点・争点を明確にして討議により合意形成に努める。

3 常任委員会等における自由討議は、前項を準用する。

(論点・争点)

第4条 議会基本条例第9条に基づき提出される政策形成過程の資料を参考に、現状把握・課題整理・解決対策等を念頭に論点・争点を明確にする。

(留意点)

第5条 討議にあたっては、次の点に留意する。

(1) 特定の個人・政党等を非難・侮辱・宣伝する発言をしない。

(2) 感情的な発言をせず、自らの意見・考えを積極的に述べ、他の意見にも真摯に耳を傾けるよう努める。

(情報収集)

第6条 執行部から提案される情報だけでなく、町民との対話、現地調査、先進事例、データベース活用など、議会独自の情報収集に努める。

(町民参画)

第7条 議会基本条例第7条に基づき、討議の後、参画者から意見を聞く機会を設ける。

附 則(平成31年3月19日議会要綱第3号)

平成31年4月1日から施行する。